

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（２）			
日 時	平成１３年１０月　５日（金）	再　開	午後　１時００分
		散　会	午後　５時３９分
場　所	第２委員会室		
議　題	付　託　案　件		
出席委員	新野委員長、武井副委員長、横田・成田・大竹・松本（光） ・大畠・中島・新谷・久末・高橋・斉藤（陽）　各委員		
説　明　員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育　各部長、消防長、樽病・監査委員両事務局長、保健所長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書　記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大畠委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。

松本（聖）委員が大畠委員に、佐野委員が高橋委員にそれぞれ交替いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、さように決しました。

（秘 密 会）

休憩 午後2時39分

再開 午後3時15分

○委員長

会議を再開し、これより、総括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎ゴロダの丘の清掃委託について

それでは、質問いたします。

先日の9月5日の日に伊藤整文学碑のあるゴロダの丘というところがあるのですが、そこに雑草が非常に生い茂って、この丘の敷地の周りに木が植えてあって見晴らしがよいようにしているのですが、この取り囲んでいる木が非常に伸びて、視界が遮られて、海も見えないし、周囲が全く見えない、手入れが大変不十分であるからちゃんと直してほしいと市民の方から要請を受けました。

調べてみたら、ここは文学館の管理なのということがわかりました。文学館に連絡をして手入れをしていただきました。10月3日に再度行ってきましたけれども、きれいになって、海が見えるようになっておりました。敷地内の雑草も刈られておりました。

それで、改めて文学館の決算の中身を見ましたけれども、決算の中身は、清掃委託料として328万4,295円が出ています。この清掃委託料ということは、このゴロダの丘だけなのでしょうか。それともほかの部分も含めてやっている中身の料金でしょうか。ゴロダの丘にかかわる決算部分としては幾らぐらい使っているのでしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

清掃委託料につきましては、ゴロダの丘の清掃委託料のほかに、文学館の中の普通の清掃委託、分庁舎全体の中でやっているのですが、この清掃委託料が含まれております。

それで、経費ですけれども、30万4,000円を計上しております。

○中島委員

実際に、この清掃が委託されているというお話しでした。シルバー人材センターに。具体的には、どういう中身で、どのぐらいの回数の委託をしているのでしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

文学館で伊藤整の文学碑の委託業務の内容でございますけれども、一つは、文学碑の保守及び敷地内の清掃作業、それから、文学碑建立敷地内にありますゴロダの鐘及び生家案内板の冬囲い並びに冬囲いの外し作業、それから、伊藤整文学碑建立敷地内の樹木の冬囲い及び冬囲いの外し作業、加えて、伊藤整文学碑建立敷地内にございます植木のせん定作業を委託してございます。

○中島委員

ゴロダの丘の敷地内の一つ下に駐車場スペースというのがあります。その駐車場スペースも対象にする清掃でしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

駐車場敷地内の大きなごみ等は清掃いただいております。

○中島委員

この清掃の中身は、週何回、1人どのぐらいの時間をかけてやっているのでしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

清掃の中身は、週2回、月曜日と木曜日で、1人2時間かけてございます。そのほかにごみの後始末作業ということで、木曜日に1人1時間見ております。

○中島委員

私は、ゴロダの丘に行ったのも初めてでしたけれども、広さは、この委員会室の理事者の皆さんの前ぐらいのところからせいぜいこちら側ぐらいの広さです。ゴロダの丘の伊藤整文学碑を置いてある場所の広さというのは、このぐらいの広さです。そこに、週2回、定期的に清掃が入っている。にもかかわらず、草がぼうぼうで周りが見えないような実態がずっと放置されている。これは一体どういうことかということで改めて疑問に思ったのです。

それで、業務委託が実際にされているかどうか、1週間に2回、2時間清掃した、その事実をどうやって確認しているのですか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

点検等につきましては、私どもは定期的に現地に行くということがなかなか難しい状態にございます。ただ、単発的な業務につきましては、定期的に行くのは可能なのですけれども、ただ週2回やる業務については、不定期には参りますけれども、状況確認はしていない状況にございます。

○中島委員

この清掃の中身には、草むしりも入っているのでしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

ほんの小さな草むしりは入っていますけれども、委員がごらんになったような状態の草むしりは入ってございません。

○中島委員

大変不鮮明なお答えですが、小さい草は取っているけれども、大きい草は取っていない。結局、草むしりはやっていないということですね。そういう前提で言わないとあれはどうしても納得できないのです。

私は、そういう意味では、業務委託の中身が本当に適当な契約なのかという問題です。されているかどうかよくわからないというお返事ですから、それも一つの問題なのですけれども、契約の中身はこうですよ。週2回のごみ拾い、2時間ずつです。月曜日2時間、木曜日2時間行くのです。さらに、木曜日はごみ出しのためにもう1時間追加で3時間です。こういうふうに定期的に人が入ってごみを拾っていると言うのですけれども、皆さん、せいぜいこの敷地です。この敷地内のごみ拾いを2時間かけてやっているというのです。木曜日は3時間になっているのです。どう考えても、どんな仕事をしたら2時間もごみを拾えるのかと大変疑問に思いましたが、いかがですか。適切だというご判断ですか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

委員がご案内のとおり、文学碑の周辺にはあずまやがございまして、その中には、ベンチとかテーブルとか、それから灰皿とかいすとか、そういうものがございます。そのほかに、碑面の汚れを落としたり、それからベンチ等のほこりを払ったり、そういう作業も入ってございまして、文学碑周辺の汚れの状態も一様ではございません。

それで、この時間が適当かどうかというのはなかなか難しい問題だと考えております。今後、点検を強化いたしまして、作業の実態把握に努めまして対応していきたいと考えています。

○中島委員

実態に合わせた検討をしたいとのお答えでよろしいのですが、実際、これは、業務をした後、シルバー人材センターから報告が出てくるのです。就業月報というのが毎月上がってきます。これで見ると、結構な時間を費やしているということがよくわかります。この委託契約の中身は、例えばゴロダの鐘と生家案内板というこのぐらいの板があるのですが、ここの冬囲いに1時間、この冬囲いを外すのに2時間の契約をしているのです。2人が2時間ですから、計4時間かけるという契約です。それから、冬囲い外しも、この鐘と板だけで1時間の契約です。冬囲い外しも1回1人6時間ということでゴロダの丘の敷地内の木も対象にしていますし、冬囲いそのものになれば、4人で7時間、計28時間の契約をしているのです。

これがいかに現実的ではない時間かといいますと、ほかのところも少し調べてみましたが、築港の臨海公園です。広い臨海公園の冬囲いは、この12年度の報告を見れば32時間ぐらいで終わっているのです。それに比べて、ゴロダの丘だけが28時間もかかるというのは、どう見たって過剰契約ではないかと私は思います。適切な契約をするということをもう一度やってほしいと思います。

そして、何より問題はきれいにすることなのだと思いますが、それできれいにしていないという問題があるわけですね。契約を変更するときには、今年はどういう契約をするかというお話をしますね。今年の分について変更はありましたか、減らすとか増やすとか、具体的にあったのでしょうか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

前年と同じでございます。

○中島委員

お返事が聞こえませんでした。

○（社教）文学館兼美術館副館長

前年と同じでございます。変えてございません。

○中島委員

前年と同じだと。そうしたらおかしいことになりますね。この就業月報によりますと、ごみ拾いは5月のゴールデンウィークが明けてからの契約、にもかかわらず、4月26日に3時間のごみ拾いが報告されています。それから、5月、6月、7月と3カ月を見ても、1週間に2時間、3時間の契約のほかに第3月曜日にもう1時間追加していますよ。こういう就業月報になっているのはご存じですか。

○（社教）文学館兼美術館副館長

ちょっと失礼しました。

今年の場合は、たまたま汚れがひどくて連絡があったものですから、業務委託期間内で1回は多めにやった実績がございます。

○中島委員

最初のお話と違うようではありますが、汚れが多くて増やしたという割には、市民から指摘されるような実態ですから、これは何も具体的な成果になっていないわけです。観光課の方もいらっしゃいますけれども、小樽の観光に力を入れるという、運河沿いだけではなくて、伊藤整とか、それから小林多喜二とか、その方々を目的に来て、つ

いでに小樽を回る、こういう方もかなり目的意識的な観光としてあるのですね。

私が行ったときにも、高齢者の方が手を携えてゴロダの丘に来て、伊藤整の碑文を読もうとしていましたけれども、生家案内板の方は字が薄くて読めませんでしたね。

そういうところがあるわけですから、責任を持ってきれいにする必要があると思うのですが、今のお話では、契約時間は増やしているけれども、どうもきれいになっていない、こういう実態に合わせてぜひ検討してほしいと思います。

ただ、私は、はっきり言って、シルバー人材センターさんにお仕事を増やしてあげているのではないかと。結果的に、そういう結果になっていると思うのですよ。そういう必要があるのではないですか。今のシルバー人材センターの幹部派遣は、小樽市のいわゆる天下り、この皆さんが経年続けていることはご存じですか。

私は調べてみましたが、シルバー人材センターは経済部の担当に入っているそうです。昭和57年から現在までの間、事務局長さんの名前で、現在の方は小樽の元土木部長、その前の方は経済部長、その前は議会事務局長、市民室長、青少年女性室長、消防長とこう下がっていきますけれども、皆さんが歴代の小樽市の幹部の方です。この方々の退職後の仕事の確保のためにシルバー人材センターにお仕事を過剰発注しているということはないのですか。一言お答えください。

○助役

今、市の退職者が再就職している職場に対して、仕事を確保するために過大な発注をしているのではないかというようにご指摘でございますけれども、そういったことを考えながら再就職のあっせん、紹介をしているということは一切ございません。あくまでも、相手方の法人の要請に基づいて、適任者がいれば紹介しているということでございまして、仕事の確保とそういったことは全く関係ないということを申し添えさせていただきたいと思えます。

○中島委員

そうであってほしいと思いますが、このような状況でしたら、そういう指摘もされざるを得ないという側面を指摘しておきます。ぜひとも、適切な業務委託、あるいは草むしりも含めて、ゴロダの丘の管理がきちっとされるような契約内容に見直してほしいと思います。

◎スズメバチの駆除について

もう一つ、委託の問題で取り上げます。

今年はスズメバチの発生が大変多く、問題になっています。市の場合、恐らく、スズメバチは保健所の衛生課の方で担当しておりますが、これはハチの駆除業務委託料という形で見ております。23万5,800円です。件数そのものは12年度何件ぐらいで、今年は大変多くなっていますけれども、現時点で昨年比で大分増えているかどうか、お知らせください。

○（保健所）生活衛生課長

ハチの駆除の関係で、相談件数でございますが、平成12年度につきましては955件でございます。13年度におきましては、9月末現在でございますが、1,576件ということで約40%ぐらいの増加ということになっております。

○中島委員

昨年比だけでも大分増える予定になりますけれども、ハチの駆除については、業務委託をしていると聞いております。委託先と費用、それから住民負担の割合について教えてください。

○（保健所）生活衛生課長

委託先でございますが、小樽市内の1社と契約をして委託している状況です。

それと、住民負担でございますが、1件の委託につきましては9,450円ということで契約をしておりまして、市民の負担は3,950円ということになっております。

○中島委員

今年はハチが大変だったのですけれども、かもめ保育所というところから、大きなハチの巣があるので駆除してほしいということで保健所の方に相談したら、これは事業者ということで全額ご自分負担だったと。今言ったように9,450円払ってくださいということで、非常にお金がない、保育所運営といっても、NPO団体になって子どもたちの保育所を運営しているので大変厳しいので何とか配慮できないのだろうか、こういうご相談がありました。保健所にも再三相談しましたが、小樽市の保育所だった場合には、これは無料になるのですね。どうですか。

○（保健所）生活衛生課長

市の関係の施設につきましては、補助の対象になっております。

○中島委員

無認可保育所といっても、小樽市の子どもを預かる場所でありまして、まして、営利団体ではなくてNPO団体と。こういうところも同じように負担をしていくということ自体は大変遺憾だと思うのですけれども、何らかの対応ができる余地はないのでしょうか。

○保健所次長

今、中島委員からハチの巣の駆除についてのご質問なのですけれども、ハチの巣の駆除というのは、本来的に、保健所であったとしても、市町村であっても、駆除しなければならないという法律的に明確な根拠がないわけです。ただ、スズメバチ、小樽市はアシナガバチが今年大変多かったわけですが、ハチにつきましては、一般住宅に限って言いますと、その住宅はもちろんのことなのですけれども、地域住民の方の命だとか健康だとか、そういったことに大変危険性が大きいと。そういったことがあるものですから、保健所なり小樽市なりが率先して駆除をやらなければならないという法律的義務はないのですけれども、そういった配慮をしなければならないということで、一般住民、一般市民の健康だとか命だとか、そういった観点で何らかの助成をしなければならないということで考えてやっているわけです。当然、その駆除に当たっては、私たち職員も大変危険ですし、専門的知識だとか専門的技術などは持ち合わせておりませんので、そういったことで専門業者がハチの巣の駆除を専門的に取り扱っているわけです。

ですから、ハチの巣の駆除相談が起きた場合は、そういった趣旨を踏まえた上で、私たちは専門業者の方のご紹介などとあわせて、一般住宅に限ってそういった助成をします。なおかつ、事業所につきましては、一般住宅とは観点が全く違うわけですので、あるいは、営業活動だとかいろいろな形で事業を営んでいる、そういったことがあるものですから、一般住宅と一般事業所の区分けをして、そういった観点でハチの巣の駆除の部分を取り扱っている、そういうことですのでご理解願いたいと思います。

○中島委員

私は資料提出を求めまして、保健所の方からハチ駆除相談の件数等についていただいております。これは平成元年からの資料ですけれども、相談件数185件から1,576件、昨年度で見ると955件ですね。そのうち、委託をしたものが左で、保健所指導というのが右に書いてありますから、委託をしたものと保健所指導を合わせて相談件数になるわけです。12年度を見ると、保健所対応したものが564件で、委託が391件となっています。比率を出してもらいましたが、高いときで七、八割を委託に出していたものが、だんだん少なくなってきて4割台というふうになってきています。

これは、やはり右側を見ていただければわかりますけれども、家庭、事業所一部負担の導入が平成10年からされて、11年は家庭だけで、事業所は小樽の方の一部負担は全く対応しなくなったという中身になるのです。非常に頼みにくくなったと。さっき言いましたように3,950円ですから、決して少ないお金ではないわけですね。

スズメバチの巣を取る法律的な責任はないということをおっしゃっていましたが、スズメバチの身体的な被害ですか、人間に及ぼす影響というのは、私は大きくて深刻なものがあると思うのですが、この害については、

保健所所長はいかがですか。

○保健所長

言われるまでもなく、これは非常に危険性がありますね。例えば、2度目に刺されることによって死亡するというケースもあり得るわけです。ですから、非常に危険だということはお伝えします。

○中島委員

命にかかわる危険性のあるスズメバチの襲撃、ハチの襲撃なのです。ハチが巣をつくるというのは、割と同じところにつくる傾向がありますね。去年できたら、また今年もつくるのか。ハチの巣をつくるのは、これは住民の都合ではなくて、ハチの都合でつくられるわけです。この巣を取り除くのに、つくられた側が費用負担をするということもまことに不合理だというか、余り納得できない中身なのです。

そういう点では、この件数の移行を見たら、みんながお金を払うのを嫌がっているのではないかなという気がしたのです。実際に、保健所の方に相談自体はたくさん来ているようですが、ご自分で費用を払うことに困難を示される方は、どうですか、いませんか。

○保健所長

先ほど次長が説明したと思うのですが、ちょっと論点が食い違っていたので、あえてもう一回説明します。

これは、負担ということではなく、地域的に非常に危険性があると。それで、保健所、市としてそれを駆除するのに助成しているということです。冷たい言い方ですけども、法律的に、条例的に、市が責任を持ってハチの巣を取り除かなければならない、また、カラスだとかいろいろな危険なものがありますが、そういったことをしなければならぬということではなく、あくまでも敷地内のもの、また、事業所は自己管理しなければならぬと。でも、あくまでもハチの問題は、個人個人の住宅の問題でなく、地域住民への健康被害の可能性が、委員がご指摘のとおりあるわけです。それで、保健所、市としてはそれに対して助成する、そういう理屈であります。

○中島委員

そうおっしゃいますけれども、資料を見ますと、全額面倒を見ている時期があるのです。平成元年から、家庭対象、家庭、市施設、全施設ということで、これは小樽市が委託業務も含めた料金も含めてこういうお金を全部出していた、493万9,200円、平成9年度と。家庭、事業所一部負担を導入したのは平成10年からです。これは、やっぱりお金がかかるから負担していただくということになったのではないですか。私は、ここのところは、やっぱり公衆衛生の観点から言って、ハチを駆除するのは非常に重要なことだと思うのです。例えば、個人宅につくっていないハチもありますね。野原のだれの所有物でもないところにできるハチの巣、これは、当然、保健所が対応していますね。いかがですか。

○保健所次長

ハチの巣につきましては、今までお話のありますとおり、一般住宅、あるいは市の道路沿い、公道沿いとかいろいろなところ、公園の中にできる場合もありますし、至るところにハチの巣はできると思います。また、昨年できたからということで、ハチの巣は2年繰返しては使えませんので、全く別のところにできるのが一般的であります。

そういったことで、市の施設におきましてそういったハチの巣が発生した場合には、これは、市立保育所であろうと市の学校であろうと、小樽市の管理責任がありますので、そういったことで小樽市としては緊急速やかにこういったハチの巣の駆除をしなければならぬ。ですから、一般住宅におきましても、基本的には自分の財産は自分でそういった危害から守らなければならぬ、そういう大原則があらうと思います。ですから、基本的には、一般住宅であっても、一般事業所のそういった危害を防止するという観点は一般的にはそのとおりだと思うのです。

しかしながら、先ほども所長もお答えしていますとおり、一般住宅にありましては、地域住民、地域に住んでいる方、そういった人の健康被害、生命を危険から防ぐという目的がありますので、速やかに駆除しなければならぬ

いという観点で、小樽市としてはこれまでやってきたわけです。そういった部分で、言ってみますと、この助成に当たっても一般市民の税金が投入されるわけですので、公平の原則だとか、そういった観点も考えなければならぬ。ハチの巣というのは一般住宅全部にできるわけではございませんので、たまたまできたところにつきましてはそういう観点でやると。そういった趣旨で、お話のありましたとおり、その辺もいろいろ考慮しまして、平成10年から、公平の原則といった観点で、一般住宅におきまして一部助成という考え方を取り出して進めてきているということでございます。

○中島委員

最後にしますけれども、一般住宅の個別のところにてきたハチの巣のハチがその家の人だけを刺すとは限らないですね。飛んでいきますものね、ずっと。その地域の住民のいろいろな方を刺す危険性があるのではないですか。そういうことからいったら、その住宅の方の責任だけを問われるのは不本意な中身なのではないかと。適切な判断ではないと思います。

これは、公衆衛生の観点から、住民に負担させる中身ではないし、もし、皆さんに少しは手伝ってほしいということになれば、払って負担のない額に設定するのが配慮というものではないでしょうか。そういう点で、保健所が4,000円近いお金を取って当然だというのはどうも納得はできませんし、機会があればぜひ検討していただきたいと思います。

◎外部委託について

最後に、外部委託の問題です。委託業務というのは非常に多くなっています。ご存じのとおり、行政改革委員会の最終意見が出て以来、民間ができるものは民間にと、効率優先の政治方針の下で、外部委託、民間委託がどんどん進んでいます。どういう基準で委託を決めていくのか、小樽市にそういう基準というものがあるのか、まず、この点はどうか。

○（総務）総務課長

小樽市においては、共通的な基準はありません。

○中島委員

非常にはっきりとお答えになっていますが、これは平成10年の三重県の外部委託化にかかわるガイドラインと、こういうものをつくっているのです。これは県段階です。

一つは、外部委託を実施することにより、総体として効率が上がるかどうか。第2は、合理的な理由がなくて、委託組織の長期固定化、業務の独占などが生じることがないように、透明性を持った委託業務をする。第3が、定期的に見直しを実施するシステムをつくる。第4が、住民サービスの低下を招くことのないようにするという4点です。

私は、委託が全部悪いとは言いませんが、やはり市としてやっていくときに、どういう視点でやっていくのか、やっていけない部分はないのか、あいまいになっていないか、そういうことをきちっとさせる必要があると思うのです。こういう点でいけば、先ほどのゴロダの丘の問題、今回のハチの駆除にかかわる住民負担の問題は、再考する余地があるのではないかとこのことを指摘しておきたいと思います。

業務委託の中身を言えば、例えば、土木費の港湾費で港湾施設の管理費として道路清掃委託料に4,370万です。同じような公園の管理、あるいは緑化対策などのさまざまな委託業務にお金を出してかかっています。これらの委託業務が固定化していないのか、見直しのシステムはあるのか、住民サービスにマイナスになっていないのか、こういうふうにきちんと点検して行政を進めていただきたい、こういうことを求めたいと思いますが、市長あるいは助役のご意見をいただいて、質問を終わります。

○助役

今、総務課長の方から委託するに当たっての明確な基準がないというようなご答弁をいたしましたけれども、委

託を進める場合に、いろいろな事業、業種があるわけでございまして、それぞれやはり基本として考えなければならぬのは、市が直営でやるべき事業かどうかということが大きくは一つありますね。それからまた、事業効果ですとか、あるいはまた予算上のメリットがどうかといったこともありますし、それから住民サービスの低下につながらないかどうかといったような観点からも判断しながら、やはりそういった総合的なメリットがあるのだという判断をして、初めて委託に踏み切るというケースがほとんどでございます。

それとまた、委託を進めたことによる数年後の事業の評価、見直し、そういったことも、やはり定期的に、どういう事業評価をすべきかといったようなことも含めて、はっきりしたマニュアル的なものはありませんけれども、そういったことを念頭に入れながら進めているということは、これからもそうですが、事業を委託するに当たっての考え方としてそんな考え方を持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長

それでは次に、新谷委員に移しますが、共産党の持ち時間は16分経過しておりますので、お知らせをしておきます。

○新谷委員

◎経常収支比率の増嵩について

財政にお聞きします。

小樽市監査委員が出されたこの審査意見書ですが、これによりますと、経常収支比率は94.9%ですね。財政構造が依然として硬直化しているというふうに述べていますが、その原因について、たびたび議会で論議されておりますけれども、改めて伺います。

○（財政）財政課長

経常収支比率が非常に高い要因ということでのご質問というふうに思います。

何度か議会の方でも議論しておりますけれども、経常収支比率でございますので、経常的に一般に、要するに用途の特定されていない財源を使えるものが経常的経費にとられている、簡単に言うとそういうことです。その主なものとしましては、人件費、扶助費、公債費、あと、その他ということで物件費繰出金等も入ってございます。その中では、私どもとしましては、扶助費、公債費の伸びが非常に大きいということが要因と考えております。

経常収支比率につきましては、12年度は11年度に比べまして若干赤という数字になりますけれども、平成6年に99.1という数字でございますので、それから比べますとほんのわずかずつであります、下がってきているという傾向にございます。

これは、人件費の比率の改善というものが非常に大きく貢献しているものです。公債費につきましては、年々増えております。ここ10年の数値で申し上げますと、公債費は10年間で約30億円増となっております。扶助費につきましては、同じく10年間で13億、金額的には公債費も非常に大きな要素でございます。公債費の中には、例えば減税補てん債と、本来、減税ですから税収が入るところを起債を起こしましてそれを償還に向けるだとか、あるいは、国庫補助率の引下げ等を特例債におきまして起債で公債費に充てるとか、そういうふうな増嵩要素はありますので、これは他都市も含めまして非常に高い数値というふうになってございます。

ただ、小樽市の扶助費の場合は、道内主要都市と平均しましても、例えば1人当たり扶助費で8万2,000円、道内10市平均で6万2,000円ということですので、30%増という非常に高い数値となっておりますので、それも大きな要因となっております。

結論から言いますと、公債費と扶助費の増嵩、あとはこのところ増加しております繰出金の増嵩も要因と考えてございます。

○新谷委員

たびたび扶助費の増加が原因に挙げられているわけですがけれども、小樽市の財政の数字を見ますと、むしろ、扶助費が去年と比べても減っていますね。少なくなっていますよね。8年が11.2、9年が11.4、10年が11.9、11年が11.8、12年が10.5ということで、若干ですが、減っていますし、決してぐっと伸びていることではないですね。

一般財源に占める割合というのを改めてお伺いしますけれども、10年、11年、12年でどのぐらいですか。

○（財政）財政課長

経常一般財源ということでよろしいのでしょうか。

○新谷委員

はい。

○（財政）財政課長

今数値でちょっとありますが、扶助費の率で10年が11.9、11年度が11.8、12年度が10.5で、これは委員がおっしゃったとおりでございます。

ただ、12年度につきましては、介護保険の導入がございましたので、扶助費から、一般会計からの繰出しに振りかわっていますので、物件費の方に振りかわった分がございます。正確には算定できませんけれども、そういう影響を考えると、下がっているということにはならないのではないかとこのように推定しております。

○新谷委員

下がってはいないけれども、極端に増えてはいないと、これが数字にあらわれていると思うのですね。扶助費というのを見ますと、老人扶助費、保育所、生活保護、身体障害者、知的障害者、児童手当、老人医療費、乳幼児医療費、結核対策措置費ということで、何というか、どれも削るべき内容ではないと思うのですね。むしろ市民の命や、また生活を守る上でこれは絶対に削れるものではないと思うのです。ですから、このウエートは確かに大きいものがあるかもしれませんが、これを減らすということは考えられないと思うのですが、いかがですか。

○（財政）財政課長

委員がご指摘のとおり、扶助費の中身につきましては、例えば何%カットするだとか、目標を決めてカットするだとか、そういうような性格のものではないと思いますので、今すぐ削減していくというようなことにはならないと思います。市の財政状況を見ながら、制度的なものもございますので検討は必要かと思いますが、委員がご指摘のとおり、例えば人件費等はある程度行革を進行させることによって一定の削減をしていくということは可能だということに考えていますけれども、扶助費は一朝一夕に削減できるというふうな性質のものではない。ただ、制度的なものはありますので、将来的な見直しは必要になるのかなど。これは財政サイドからのことです。

○新谷委員

◎市民税について

次に、市民税についてお伺いします。

ここにも載っていますが、市民税の収納率は、個人市民税が前年度比で伸びていますけれども、法人市民税は減っています。資料を出していただきましたけれども、法人数は、去年はちょっと増えていますけれども、全体として減っていますね。収納率も下がっています。これはどういう理由ですか。

○（財政）市民税課長

法人数について私の方からご答弁させていただきますけれども、それぞれ個々の企業の解散等の理由につきましては把握しておりませんが、企業の経営の合理化又は統廃合、あるいは後継者問題等々によって減少傾向にあるものと考えております。

○（財政）納税課長

法人市民税の収納率の件でございますが、これにつきましては、景気の低迷が長引いておりますので、そういったことで法人の事業不振、それから事業の中止、それから倒産といったようなことがありまして納付できなくなり、

結果として滞納となったというようなことで収納率の低下に結びついているというふうに私どもでは考えております。

○新谷委員

不納欠損額は結構なものなのですが、11年、12年度で不納の法人数というのは何件あるのですか。

○（財政）納税課長

法人市民税で不納欠損と処理した社数というのですが、数ですが、10年度につきましては50社、11年度は89社、12年度は67社になっております。

○新谷委員

それから、ちょっとお聞きしますけれども、この審査意見書の17ページの固定資産税は、12年度から比べたら12年度は増えているわけですが、マイカルの分を除いたら幾らになるのですか。

○（財政）納税課長

固定資産税の収入済額は、築港地区を除いた税額としましては約65億 7,600万円になっております。

○新谷委員

そうすると、その分を除いて、今マイカルがあの様な状態になりましたから、これからどうなるかわかりませんという問題があると思うのですが、その分を除いて去年よりもさらに減っているというのですね。ということは、これから見たら、やっぱり小樽市の経済状態は非常によくないのではないかなということがうかがわれるわけです。

こういう状況の中で、市民税も大して伸びていないということで、どういうようにして市税収入を増やし、経済を活性化していくかという点がすごく問われると思うのですが、その点はいかがですか。

○（財政）財政課長

經常収支比率の関連の話がございましたので、一応、私どもの考えといたしましては、確かに經常収支比率に限らず財政としてもそうですけれども、全国的な景気低迷によるところが非常に大きいというふうには考えております。ただ、地方自治体レベルといいますか、そういう段階で大きな景気対策とか雇用対策とかは非常に難しいということも考えてございますので、それにつきましては、国なり都道府県なりの施策に期待しているところも非常に大きいというふうに考えております。

もう一つ、小樽市の財政ということを考えますと、經常的一般財源の半分を占めます普通地方交付税の動向が一つ気になっているところです。これにつきましては、自治省の方でも今見直しについて進めておりますので、また、それについて地方への影響のないように、その動向を見ながら全国市長会等を通じて要求していきたいということが一つございます。

あと、先ほど委員の方のご指摘もありました公債費の比率の増加が自治体の財政を圧迫しているというのは、これは小樽市に限らず、ほかの自治体においてもそうですので、これにつきましては、健全化計画の中でもうたっておりますので、残高を増やす、そういう中で、今後の事業の厳選といいますか、重要度、必要度等を見直しながら厳選していきたい、そういうことも必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○新谷委員

◎第三セクターについて

それでは、質問を変えます。

第三セクターについて、二、三伺いたいします。

まず、土地開発公社の事業説明書が出ました。この中で、公有用地のうち未利用になっている用地というのはどこですか。

○（企画）中塚主幹

公有地の未利用用地のお尋ねですが、現在、12年度末ですと、全体で13件ございますけれども、そのうちお尋ねの趣旨の用地につきましては8件でございます。

○新谷委員

手元の資料によりますと、8件ですね。これらはそれぞれどういう目的で取得したのですか。

○（企画）中塚主幹

この8件の取得目的でございますけれども、取得物を具体的にということでございましょうから、まず一つ目に、蘭島1丁目の公共施設用地でございますが、

（発言する者あり）

この8件につきましては、当時、市がそれぞれ道路用地あるいは公営住宅の用地、それから公園用地、こういったような観点から、市が当然必要とする用地につきまして、公社が取得用地を先行取得した、こういうようなことでございます。

○新谷委員

ですけれども、相当長くもう塩漬けにされている部分もありますね。この土地ですけれども、利用される見通しというのはあるのですか。

○（企画）中塚主幹

現在、この8件のうちの1件が蘭島の土地なのですが、道路用地として来月11月ごろをめどに市が買い取る、こういうような予定になってございます。

それから、もう一つ、塩谷の国道沿いにございます下水道のポンプ場用地でございますけれども、これも、国道拡幅の工事に連動するわけでございますけれども、再来年あたりにはめどがつくかなと、このような状況でございます。

○新谷委員

それで、この未利用の土地の金額の総額というのはどれぐらいになりますか。

○（企画）中塚主幹

先ほどの8件の金額でございますけれども、およそ4億9,600万円余り、こういうことになってございます。

○新谷委員

この中には支払い利息も含まれていますね。この支払い利息を見ますと、2,189万21円ということですのでいい利息になっていますね。これは、3件、昭和50年代ですか、ここで取得した土地の利子だと思えるのですけれども、この3件だけ利子が大きいというのはどういうことなのですか。

○（企画）中塚主幹

実は、昭和61年度まででございますけれども、この当時は、公社が主に独自で金融機関からの借入れて資金調達をしていたと。こういったことから、この3件がたまたまこの2定に出しました経営状況の数字、支払い利息の欄にのっている、こういうことでございます。

○新谷委員

これを見た限りでは、支払い利息も大変多額ですし、それから、利用されない土地が約4億9,000万ということで大変なお金だと思うのですね。これは、いわば借金ですけれども、どういうふうにしていくおつもりですか。

○（企画）中塚主幹

やはり、今後、公社の保有地の在り方、そして、今後の公社そのものの在り方にも当然かかわってくるわけでございます。こうしたことから、確かに、このような長期間にわたっているものが、他都市に比べると小さいのですけれども、事実としてあると。

私どもは確かに現状のままでよいとは思っていないわけでございます。それから、全国的な問題として深刻化している中で、国としましては、これはやはり今後抜本的な処理対策をとる動きが当面あると。それからもう一つは、これまでの国の通知の中でありまして、将来にわたって土地利用が最終的に見込めなくなったと。こういうような判断がされる場合に、他の目的によって処分することもやむを得ないだろう、こういうような通知が実はございます。ですから、私どもといたしましては、今後、このことなども勘案しながら、当面、保有地の在り方、そして公社の在り方も含めまして、今、関係部と協議をしているところでございます。

いずれにしても、今日、地価の上昇が見込めない、こういった厳しい状況にありますけれども、先ほど申しました国の通知もでございます中で、目的外処分、こういったことも視野に入れながら、当面、後年度負担が今後増えないような、生じないような、そういうような改善に向けて努力していかなければならない、こんなふうに考えています。

○新谷委員

お聞きしたかったことを先に答えていただいたような感じなのですが、この中の築港の２件の土地です。これは、マイカルがこういう状態になったわけですが、使用目的というのはあるのですか。

○（企画）高橋主幹

築港の土地につきましても、あくまでも港湾計画上の拡張用地だったということで、あくまでも区画整理事業の中で処理された土地でございます。保留地ということで、あそこの土地につきましては、築港全体の土地利用計画の中で、現在、都市計画で多目的交流・商業地区というような条件がついておりまして、単体で土地利用を図っていくということはなかなか難しいというふうになっております。街区的には全体で約１ヘクタール以上ございますので、そういった土地利用の中で、今後整理をしていかなければならないものというふうに考えております。

○新谷委員

先ほど主幹の方からお答えいただきましたけれども、公社の在り方というのは今後どうあるべきかということは非常に問われると思うのです。やはり、昭和50年代の景気が上向きのときに、何と言ったか、使用不可能な土地まで保有しているというのは、本当に計画がずさんだったのではないかなというふうに思います。

今後は、公共事業も、大型開発ではなくて、市民の立場に立ったそういう公共事業に転換していくことがすぐ求められていると思うのです。そういう点で、公社の存在はどうあるべきなのかということをこれから論議されていくと思うのです。

それから、全部は、公社のことを聞きません。次にお聞きしたいのは交通公社の方です。

昨年より累積赤字がたまっているわけですが、昨年はどのような経営努力をされたのですか。

○（社教）三好主幹

交通記念館のことでよろしいでしょうか。

平成12年、交通記念館は経営元年の年と位置づけまして改善項目を挙げました。一つは、冬期間の閉館、手宮口ゲートの通年閉鎖、キカンタランドの廃止、駐車場利用料金の無料化、販売費及び一般管理費の削減、館長職の不補充、幹部職員給与の適正化などの改善を行っています。

○新谷委員

交通記念館でした。失礼しました。

それで、幾ら財政が浮いたのですか。浮いたというか、経営が改善されたのですか。

○（社教）三好主幹

平成12年度におきましては、販売費及び一般管理費で、人件費が約１,700万、その他の経費で１,400万、計約３,100万、この分の削減に努めました。

○新谷委員

それで幾ら浮いたのですか。

○（社教）三好主幹

決算的には、経常損失で赤で 2,780万、特別損失を入れて、合計で赤で 3,916万 2,672円の決算となりました。

○新谷委員

累積赤字は幾らですか。

○（社教）三好主幹

今申しました損益を繰り入れまして1億 3,012万 8,381円です。

○新谷委員

大変な赤字が積み重なっているわけですね。

それで、市は、ほかに、いわゆる第三セクターにいろいろ補助金みたいな資金、貸付金を含めましてどのぐらい月に入れているのですか。

○（財政）財政課長

貸付けすることになろうかと思いますが、土地開発公社につきましては、12年度決算で11億 2,000万、観光振興公社に 4,000万ほどを貸し付けている状況です。

○新谷委員

今お聞きしましたところは、ほんの二つほど聞いたわけですが、このほかに公社の経営状態が思わしくないとされているところもあると思うのですけれども、交通記念館のように累積赤字も非常に多いと。それから、土地開発公社のように売れない土地もあるということで、全体的に公社の見直しをしていかなければならないというふうに思うのですね。

今度の行政改革の中でも、庁内の検討委員会をつくって検討していくということですが、どの公社の見直しを考えているのでしょうか。

○（総務）総務課長

行政改革の実施計画に基づきまして対象に挙げているのは、おたる自然の村公社と小樽観光振興公社、それに小樽交通記念館の三つをとりあえず対象として検討を進めようということになっております。

○委員長

新谷委員に申し上げます。

7分ほど経過をしておりますので、念のため、お知らせをしておきます。

○新谷委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○成田委員

◎埋蔵文化財について

予算特別委員会でも聞こうと思ってなかなか時間がなかったので、埋蔵文化財の件でお伺いしたいと思います。

12年度の決算額が 3,193万 3,360円になっていますけれども、この内訳の中身は、ホッケマ遺跡調査がありますね。それに船浜町があるわけですが、そのほかに5カ所ほど、開発行為に伴う範囲の確認調査場所があるのですけれども、この5カ所はどこどこを指しているのでしょうか。

○（社教）社会教育課長

船浜、ホッケマのほかに、忍路環状列石周辺遺跡調査、それから、埋蔵文化財範囲確認調査、それから埋蔵文化

財収蔵庫の管理等が入っております。

○成田委員

今述べられたのは4カ所ですか。5カ所とここに書いてあるのですけれども、5カ所はどこどこを指しているのかということを聞いているのです。

後で調べてください。

5カ所の埋蔵文化財が保管されている場所、また、埋蔵文化財として発掘されたものは、どこでどのような形で保管されているのか、それを教えていただきたいと思います。

○（社教）社会教育課長

埋蔵文化財の収蔵といいますか、保管につきましては、堺小学校、量徳小学校、勝納の消防の跡の建物、それと朝里の数カ所に分散して保管しております。

○成田委員

数はどのぐらいになっているのでしょうか。

○（社教）社会教育課長

全部で100万点ということで、未処理のかけらも含めてほぼ100万点ほど収蔵しております。

○成田委員

合計で100万点の数があると。そうすると、4カ所に分散しているのはいいのですけれども、それぞれどのような保管の状態であるのでしょうか。埋まっていたものをせっかく表に出してあげて、日の当たるところに出してあげて、また日の当たらないところにしまっているような状態であるのならば、埋まっていた方がよかったのでないか、そういうような理屈になりますね。せっかく出してあげたのですから、人目のつくようなところに展示するような形をとってあげたらいいのではないかというふうに思いますが、今はどのような形で保管されているのですか。

○（社教）社会教育課長

かけらも含めて保管をしているわけですが、実際には、成果品といいますか、かけらを集めてつくったものを、一部、博物館に展示して一般の方に見ていただいています。そのほかは、それぞれの完成品といいますか、例えばつぼとか、そういったものにつきましては、300点ほどを2カ所に収蔵しております。

あとのものにつきましては、かけら、破片などが大部分でございます。そういったものはコンテナ、あるいはそういったつぼ類の発見以外のものも多数ございますので、それはそれなりに保管できるように、例えば段ボールとかいろいろな形で保管をしている状況でございます。

○社会教育部長

日の当たるようにと、先ほど100万点といいますか、個々の破片、かけらも含めまして100万点ございますけれども、復元作業とか、そういう形の作業がそれに付随してあるわけでございます。日の当たるといいますか、多分、委員のお話は多くの市民にそういったものを公開する機会と言いますか、そういうようなことでなかろうかなと思ってございます。

現状の中では、そういう展示する施設機能というのがございませんものですから、これまで、例えば、昨年でございますと手宮小学校の100周年のときに、共催をしまして手宮公園の遺跡、これらを市民の皆さんにごらんをいただいたとか、あるいは、運河プラザの3番庫を活用しましてそういった公開展示と言いますか、そんなようなことをやっております。しかしながら、まだまだそういった遺跡の出土品の公開ということには十分でない、こんなようなところが施設の関係の上で現状となっております。

○成田委員

今の説明で、まだ展示されていない、また復元作業とかそういうのが手間取っていると思うのですけれども、100万点もの資料があるのですから、復元作業にかなりの時間がかかると思います。それは、どこの場所でどのよう

な形で復元作業をされているのか。また。学校の施設を使っているのであれば、小学生なり中学生に復元の体験をさせるような、そういうようなことも必要でないかなと思うのです。そういうことも計算に入れながら、考えながら進めていただければと思っていますけれども、どのような考え方でおられますでしょうか。

○（社教）社会教育課長

作業場所でございますけれども、現在、量徳小学校で修復・復元作業を行っておりまして、一部完成品もございますので、希望がある方といいますか、宣伝はしてございませんが、興味のある方がいらっしゃいまして作業工程等を見たいと言う方もたまにいらっしゃいますので、そういった方にはご案内して見ていただいております。博物館に展示できないものは、約 200点近く成果品がございますので、そういったものも見ていただきたいと思います。ただ、何分、その場所がないものですから、あれなのですが、今、子ども調査隊と言いますか、子どもたちを対象に、そういったことで今年も募集いたしまして、子どもたちに具体的に遺跡の発掘、それから修復・復元、こういったことをやっていただいて、遺跡に対しての理解といいますか、興味を示していただくといったことは今年もやっております。

○成田委員

やはり、少子高齢化の進む中で、子どもたちに先人の方たちの生活生計というものを小学生時代から体験させますと、大人になったときの一つの勉強となるのではないかと思います。今回、新聞でもかなりの報道をされていますけれども、捏造問題、ああいうふうな間違った発掘方法などを考えられたら困りますので、できれば年代別に展示したり、また、発掘現場に行って、こういうようなところにこういうものが埋まっているのだ、そういうところからこういうものが発掘されるのだというようなことを実際に体験させることによって、子どもたちの情操教育の中の一つに考えられるのではないかと。また、先代と現在と未来にかけて、子どもたちへの取り組みにもなると思っていますので、その辺も進めていただきたいと思います。

○社会教育部長

子どもたちへのそういった体験学習は非常に大事な授業だというふうに思っております。来年から学校の週完全5日制といった問題もございますし、児童・生徒にかかわるいろいろな社会問題も起きていますけれども、そういった中で、座学以外にそういった体験学習、体験活動は非常に有益な授業であると。このようなこともございますので、平成12年からこれらの取組をしております。今年は各学校からそういった要望もありまして、体験学習を量徳小学校を中心にやってございます。それから、先ほど話が出ました今年度から初めて子どもの考古調査隊ということで、忍路の遺跡の現場に行き実際にそういう遺跡に触れていただくとか、そういった形で体験学習をしてございますので、このようなことをより内容を深めていけるような形を進めてまいりたいと思っております。

○横田委員

今の遺跡の関連ですが、他都市の例ということで、私が根室にいたときに、市民向けの復元講座みたいなものがありまして、私も参加しました。結構なにぎわいでした。今お話の 100万点あるようですから、どんどん復元するか、あるいは、投げるわけにはもちろんいかないでしょうから、どんどん復元して、要らないと言ったら変ですけども、余り貴重でないものは講座の方たちに差し上げるとか、そういうふうに行っておられたようです。私も、何か家に持ってかえって花を飾ったりした記憶があります。根室などに聞いてみるといいのかもしれません。

◎決算について

私の方は、今日は総括ですので、決算の部分の総論的なことで何点かお伺いいたします。

まず、本会議の市長答弁あるいは提案説明などにもございましたし、それから、決算書面に総体として書かれているのですが、歳入から歳出を引きたいわゆるプラスマイナスなのですけれども、3億数千円ですか、3億 5,000万ほどの黒字になっているというお答えでございましたし、記載もそういうふうになっています。

しかし、繰越金等々を考慮した実際の単年度収支はマイナス６億と、まだ赤字だということになるのですね。さらに、積立金を考慮した実質単年度収支は、積立金を考慮して１億２,０００万ほどの赤字で終わったというまとめ方になっているようです。

そうしたら、市民はどの数字を見ればいいわけですか。最初の３億５,０００万の黒字ということでは、今回の決算は黒字だったのかなというふうに思えばいいのか、一番最後の１億２,０００万の赤字を見ればいいのかという部分になるのかなと思うのですが、その辺は財政としてどうお考えでしょうか。

○（財政）財政課長

今のどの数字で小樽市の財政をどうわかるかということなのですけれども、一概に言えない面もあるかと思いますが。繰越金等を見ながら事業展開をしている面がありますので、ただ、あくまでも13年度の単年度の実質的な収支で言うと、１億２,０００万円の赤字となっています。

○横田委員

そうすると、単純に財務に詳しくない我々も含めて市民が決算はどうだったのと言ったときには、１億２,０００万の赤字でしたよというご説明をすれば間違いではないということでしょうか。

○（財政）財政課長

ただ、前年からの繰越しがありまして、今年度の収支の結果の黒字として３億５,０００万ほど残っていると、繰り越すべき一般財源を除いても３億５,０００万が残っているということになりますので、一般的には３億５,０００万の黒字というふうに。

○横田委員

二つ説明しなければならないのですね。わかりました。

そういうことで、単純に歳入から歳出を引いたら３億５,０００万浮いたんだと。しかし、いろいろなことを考慮すると１億２,０００万の赤字だったのだと。わかりやすいかなと。

それで、一般財源の歳出の方を見ますと、不用額が28億５,０００万ほどございます。民生費６億５,０００万、商工費９億等々ございます。貸付金等が多いようですけれども、この不用額が仮になかったとすると、要するに予算どおり歳出は全部使ってしまったと。そうすると、単純に20数億の赤字ということになるのかなと。繰り返しますが、財務に詳しくない私どもが見るとそういうふうになるのですが、不用額があって助かったと、そういう感覚でよろしいですか。

○（財政）財政課長

12年度の一般会計の不用額は、委員がご指摘のとおり28億４,800万円ございます。ただ、このうち貸付金に係る部分というのは、不用額が出ましたらその分は収入が減るという面がありますので、その部分で大体全部足してきました13億３,000万ぐらいが貸付金というふうに考えております。

このほかに、公債費は、実際の起債を起こしたときに当初予算よりも低い利率で借りたとか、そういうものもございまして、制度的なもので大体19億ぐらいあるというふうに考えておりますので、残りの９億ぐらいが一般の事業の中の不用額というふうに考えております。

ただ、この数字は、どうしても事業分析に、一つ管理経費等の節減のあれもありますし、実際の事業で入札したときに差金とかも出てくるわけですね。どうしても、かつかつで、例えば不用額がゼロで事業の展開というのはほとんどありませんので、他都市の例を見ましてもそんなに記録的に多い数字とは思っておりませんので、それを丸々使われるというのは余り私の方でも考えてございません。このぐらいの数字かなというふうに思っております。

○横田委員

そうですね。今、９億だけでも、丸々でなくても半分使っていると、結構な赤字になるのかなと。いろいろ予算の立て方とか技術的なことがあるということだから、ここで一概に簡単に不用額を余してどうするのだというこ

とにはならないと思います。そうだとすると、おおむねよかった決算なのかなというふうにとらえられると感じています。

次に、先ほども出ましたが、経常収支比率の絡みで、性質別の決算の経費が出ていましたが、ここでは義務的経費、いわゆるさっきおっしゃっていた人件費、扶助費、公債費ですか、ここの比率といいたいでしょうか、この伸び率が合計で4.1%ほどマイナスになっています。要するに、削減されたということなのでしょう。その割には、構成比が47.8%ですか。これは、構成比が前回より1.9ポイント増加しています。額が減ったのに、一般会計全体に占める比率は増加しているという何かちょっと難しい状況になっています。公債費といいたいでしょうか、義務的経費は、さっきのお話のようになかなか削減することができないという経費ですが、ここは何ばか減っていますね。特に、扶助費などは7.8%くらい減っている。減った中で比率は逆に伸びているという部分での説明をお願いします。

○（財政）財政課長

まず、扶助費の方なのですが、先ほどの新谷委員のときにご答弁申し上げましたように、介護保険の方への振りかえの影響がございます。そういう形での説明と。

あと、公債費につきましては、11年度は、私はちょっと今、数字はぱっと出ませんが、起債の借りかえ等、繰上償還、借りかえ等が、負担公債費を拡大されてきますので、そういう面で膨らんでいます。11年度は、10年度に比べてわかりただけだと思うのですが、ちょっと膨らんでいるということがございます。

このほかに、財政規模自体のことで地域振興券だとか介護保険や生活援助資金の補助だとか、そういうもので全体の歳出自体が膨らんでいる。公共事業を一つとりましても、大体20億ぐらいの減になっておりますので、そういう面での国庫支出金等の関係がございますので、全体の規模が11年度は大きかったということになるかと思います。

○横田委員

わかりました。

全体の額が減っているから、比率が増したということなのかなと思います。ちょっとわからなかったので、お聞きしました。

それと、いろいろな財政の指数がたくさん、先ほどは経常収支比率がありまして、各市の状況が出ています。小樽市は経常収支比率ではワーストワンと言うのですか、ベストワンと言うのですか、非常に硬直している状況です。これも、先ほどの話でも、どうしてなのだという、去年と比べてとか、いろいろな状況がございますので、そういうわけにはいかないと思うのです。ただ、高くないというか、硬直度高いというのでしょうか、経常収支比率がずっと高いのは、統計を見るまでもないわけですね。先ほどもありましたが、財政の構造的にもうちょっとこれを低くしていくことを考えていかなければならないのかなというふうに、非常に難しいことなのでしょうけれどもね。

それで、ここに出ていないと思いますが、経常収支比率と比べて実質収支比率という出し方があって、これはプラスになるのもあって、3ないし5%程度が適当ということが物の本に書いてあります。

本市の実質収支比率というのでしょうか、これはどの程度ですか。

○（財政）財政課長

平成12年度の実質収支比率につきましては1.0%というふうになっています。

○横田委員

かろうじてプラスというか、そういうことですね。わかりました。

それと、私が調べてわからなかったのですが、公債費比率は出ているのですが、起債制限比率というのがあって、15%を超えるときが警戒ラインなのだと。さらに20%を超えると、金を貸してくれないとなる指数値があるそうですが、この起債制限比率というのはどうでしょうか。

○（財政）財政課長

起債制限比率は３カ年平均ということで試算しておりますけれども、12年度の小樽市の起債制限比率は13.3%となっております。

○横田委員

健全というか、大丈夫だということなのでしょうね。わかりました。

細かい部分はこれからの委員会で何点かお尋ねすることになると思いますが、最初にお聞きしたように、今回の決算については３億 5,000万程度の黒だったので、いろいろ状況を加味して、最終的には１億 2,000万の赤字だ、こういうふうには押さえて終わりたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

◎おたる自然の村について

私の方から、２点お尋ねいたします。

初めに、自然の村ですが、予算特別委員会でも、施設の管理のまずさ、これを指摘いたしました。それに関連いたしまして、12年度の決算で、収入額あるいは入村料、人数等々も記入されております。これはプールもあわせてちょっとお伺いします。市営室内プールもあわせてお伺いいたします。

このおたる自然の村の入村料あるいは人数について、決算書では、団体、個人合わせて３万 3,118名の入村者が記されております。また、プールでも、同じように有料、無料合わせて４万 7,692名の数字が出されておりますが、それぞれ有料、無料があると思うのですけれども、この辺について、プールと自然の村はどのようになっていますか。

○（経済）副参事

自然の村の方なのですが、12年度決算の使用料は 2,730万でありました。それと、12年度の入館者は４万 2,300人でございます。有料部門の関係なのですが、12年度の場合、入村者の事業の中で無料の部分は 9,400人がこのうちに含まれています。割合は22.%になります。

○（社教）室内水泳プール館長

平成12年度の入館者数は４万 7,692人、うち有料入館者が３万 3,714人、うち無料の入館者数が１万 3,977人です。これの使用料合計が、12年度では 967万 3,828円でございます。

○大島委員

事務執行状況の説明表と比べて見てみました。自然の村は、今、４万 2,300名ですか。そのうち、無料が約 9,400人という答弁だったと思います。自然の村とプールの執行状況の記入方法を見てみますと、自然の村について無料者数がカウントされていないのですね。書かれていないのですね。ところが、室内プールの方を見ますと、きちんと一般使用、占用使用、そして、有料、無料、幼児から一般、大学まで細かく記されているのですよ。

そうしますと、果たしてこの決算書で言われている数字と、この執行状況の数字というのはどうなのだろうか。今、九千何人かの無料の者があったわけです。

それで、お尋ねしますが、自然の村の場合、12年度の無料者数は、私の計算が正しいかどうかわかりませんが、今、 9,400人とありましたけれども、 9,446人、これが平成12年度の自然の村の無料の入場者だ、そのように解釈してよろしいのですか。

○（経済）副参事

そうであります。

○大島委員

これで、無料の方の条件というのはどういう条件なのですか。

○（経済）副参事

これは、おたる自然の村条例の中に減免規定が第7条にありますように、減免規定の入村料にかかわる分でございます。

○大島委員

その規定の中身を詳しく教えてください。

○（経済）副参事

「第7条 市長は特別の理由があると認めるときは、使用料を減ずる。及び一部を減免することができる。」と規定されております。

これは、70歳以上の方、それと、たしか平成6年だと思えますけれども、障害をお持ちの方の部分については減免することになっております。

○大島委員

それはどういう形で減免をするのですか。例えば、入口の入村料の支払う場所で、そこでするのですか。

○（経済）副参事

これは、団体でありますと、事前に申請書を受けまして、決定した場合にはこれを通知する。そして、当日来た場合については入村料は減免になるという形です。

○大島委員

個人の場合はどうですか。

○（経済）副参事

それは、当日お見えになった場合、私どもの自然の村の窓口の受付で判断させてもらっております。

○大島委員

受付の判断なのですね。実は、先日、いなきたコミュニティセンターの盲導犬の問題を言われた方がおりました。実は、今年の9月16日、どう見ても、だれが見ても障害者で、これは一目瞭然なのです。その方が9月16日にパークゴルフをしに行ったそうでございますが、手帳を見せなさい、障害者手帳を見せなさいと言われました。「おれは、ふだん余り手帳を持って歩いたことはないのだ」と。とにかく、それがなければ無料の対象にはなりません。けれども、「おまえ、見てみれ。おれを見て障害があることはわかるべ」と。なのに、受付は女性の方だったそうなんですけれども、それは一切手帳がないからダメです。入場料は200円ですと。しかし、小樽市の関係する施設というのはそんなに冷たいのかと、こういう指摘をしております。

今、平成12年度の無料の方9,446名の中には、お年寄りの方も当然いると思います。あるいはまた、団体で来れば事前に申請しなさいと、そういう答弁が今ありましたけれども、しかし、個人で来た場合はどうするのだと。もう少し血の通った行政をしてほしいな、そのようなこともおっしゃってありました。

また、プールにおいても、低学年の子どもを連れていくときには規定があるそうでございます。おれは、子どもがプールに行っていたから、何年も週2回くらいついていた。今、プールの方にも同じような規定があると思います。受付の切符をとる従業員の方も何年もかわっていなかったと。しかし、おれはプールもそういう規定があるということは知らなかったと。その方は見た目で判断できるのですよ。子どもでも障害があるということは判断できるのです。もう少し血の通った窓口行政をしていただきたいなど。今、この決算の数字を見まして、そのように思っています。

自然の村については、前回もいろいろ質問をしておりますし、これから決算があるわけでございますけれども、来年度に向けて一層の、協力費といいますか、そういう予算もつけていいのではないかと。来年度に向けてこのように思っておりますけれども、いかがですか。

○（経済）副参事

自然の村につきまして、日常の打合せの中で、自然の村というのは、サービスを提供し、これをご利用いただくという大きな大きな施設であります。一番大切なものであろうと、私も思っているわけであります。

今のご指摘の手帳の場合も、例えば内科疾患等でご確認いただく場合もあるわけですが、今、委員がおっしゃいましたとおり、手帳なしで確認できる場合もあるわけですから、今後、公社職員ともども、接遇態度についてさらに努力してまいりたいと私は考えております。

○大島委員

お願いします。

◎市有財産の管理について

最後に、市有財産の管理について、お尋ねいたします。

この財産に関しても、予算委員会で高島の漁港の施設の、これは道から委託されているわけですが、これについても非常にずさんであり、不法に使用していると。適正な料金をいただいて、そしてきちっとお貸ししたらどうだ、そのように訴えてまいりました。

また、消防においても、三十数年、40年近く、市の財産でありながら、全く管理委託をしないで今日まで放置されていた事実もわかりました。今、改善に向けて、鋭意、関係者と話し合いを進めている、そのようにお聞きしております。ぜひ、財産については、本当に管理をしていただきたい。

昨日、実は保健所に関係があるわけなのですが、普通財産の管理というのは普通どのようにしているのか、土地についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

普通財産につきましては、行政財産と違いまして、直接いろいろ行政目的に使われていないという財産ですので、その目的によりましては、貸付けなどが可能な土地でありまして、用がなければ売払いとか、そういうことができる土地で、各原課で管理している部分と契約管財課で管理している部分があります。

○大島委員

平成12年度に、ここの場所を、どういう状況で、民間に貸していたのかどうかもお聞きいたします。長橋の旧食肉センター敷地ですが、これは何筆かございますけれども、この土地については、12年度中に貸していた経緯がございいますか。

○（財政）契約管財課長

旧食肉センターの跡地につきましては、普通財産として、現在のところは地元の松山町会に貸しております。それと、あと、小樽運河にサケを呼ぶ会に貸しております。

○大島委員

それは、どのような条件で貸していたのですか。

○（財政）契約管財課長

町会につきましては、地元の住民の福利厚生、体力増進など、体力づくりとか青少年の健全な育成のためのグラウンドとして利用したいということで申請がありまして、貸し付けております。

あとは、小樽運河にサケを呼ぶ会につきましては、サケふ化場という目的で借りたいということで、そこで採卵とかふ化、育成、放流等を行いたいということで、そういう目的のために貸し付けておりました。

それから、貸付料につきましては、小樽市の財産条例の第6条に基づきまして、公益的な事業に供しているということで、両方とも減免をして貸し付けております。

○大島委員

それぞれどれくらいの敷地を貸しているのですか。

○（財政）契約管財課長

松山町会につきましては、3,193平方メートル、小樽運河にサケを呼ぶ会につきましては216平米となっております。

○大島委員

ここの食肉センター跡地の土地の境界というのは把握しておりますか。

○（財政）契約管財課長

この土地の境界につきましては、過去からの経過ではっきり市有林とこの食肉センターの跡地というところの地番境界が、法務局等の古いものから調べていますが、まだ明確にされていない部分が一部あります。

○大島委員

これは、契約管財課の土地でございますので、早急に境界をきちっと整理していただきたいと思います。

といいますのは、境界というのは隣接の方と問題を起こす大きな原因になっているのです。先日、市民の方が市長さんの方にも手紙を出しております。これも、小樽市が売買をした土地の境界の問題でございます。

そのように、今、管財課が貸している土地も、地番ではわかるけれども、果たしてどこからどこまでが自分が管理する土地なのか境界がわからないと。それで、貸していた土地が実は違う方の名義のものだった、そういうこともなきにしもあらずでございますので、いいですか、土地の管理、財産の管理については、できるものはやはりきちっと整理していただきたいと望むものであります。

○（財政）契約管財課長

当該の土地につきましては、市有地であるということは法務局の登記上も間違いないのですけれども、ただ、地番の境界が図面上ははっきりしていないということです。それにつきましては、今後また調べて、きちっとした管理に努めていきたいと考えています。

○大島委員

隣接に保健所の所有の土地がございますね。これらの境界もわかるのですか。わかりませんね。そういうこともあわせて、保健所の所管の土地だと思ったものが、実は管財課だったり、その逆もございますね。そういうことから、境界についてはきちっとした整理をしていただきたい、そう思います。

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

概括的に、何点か、簡潔にお伺いをさせていただきます。

◎決算の指数関係について

まず、指標関係ですが、財政力指数、それから経常収支比率、公債費比率、決算の概括、概況というのを拝見いたしますと、いずれも悪化したと。経常収支比率については、先ほども議論がございましたので、抜かして、財政力指数と公債費比率について、この悪化の原因と今後の見通し、また、対処方法についてはどのようにかわるのでしょうか。

○（財政）財政課長

財政分析指標の3ページに経常収支比率に財政力指数の悪化ということがございます。

まず、財政力指数は、過去3カ年平均をとって、それを指数というふうになってございます。ただ、単年度だけを見てみると、11年度よりも12年の方が若干よくなっている現象もございます。算出基礎となります基準財政需要額あるいは収入額、これらはいずれも実数値ではございませんので、若干推計値ということになりますけれども、

また、数値には減税などが影響する場合もございますので、単年度だけの指数の増減ということではなくて、数年の傾向ということでの分析指数で見る必要があると思います。

ただ、財政力指数が悪い要因といいますか、それにつきましては、いずれにしても景気低迷だとか人口減などによって税収の伸びが財政需要に追いつかない、端的に言いますとそういうような状況となってございます。

公債費比率でございますけれども、これにつきましては、11年度が17.8、12年度が17.9ということで0.1ポイント悪化してございます。これにつきましては、標準財政規模をベースにしておりますが、標準財政規模も増加したのですけれども、公債費の伸びがそれを上回っているというようなことで、0.1ですけれども、悪化しているというふうになってございます。

この改善策というのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、財政力指数につきましては、やはり税収が基盤となってございますので、やはり税収増といいますか、景気の低迷がありますので、その景気対策と雇用対策に期待するところが多いのかなというふうに思います。あとは、標準財政需要額自体の見直しなどいろいろありますので、財政力指数はどうやったらすぐよくなるのかというのは、私どもとしても非常に難しいというふうに考えております。

最後の公債費比率につきましては、公債費は、今まで借り入れました起債につきましては償還ということでございますので、ある程度、額は決まってくるのですね。ただ、率の高い部分の政府資金の借りがえとか、そういうことも一定程度はなされている部分もありますので、これにつきましては、全道市長会を通じてもっと弾力的な運用で安い利率のものへの借りがえをさせてほしいというようなことも言ってございますので、それも一つの方法かなと。

あとは、やはり事務事業の厳選をいたしまして、今後、起債残高を増やしていかないような、そういうような方策をとっていただかなければならないのではないだろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○齊藤（陽）委員

◎歳入歳出の構成について

次に、歳入歳出の構成について伺いたいと思います。

決算総額に対する一般財源の割合が55.7%ということで6.5ポイント上昇したと。この意味合いですが、いいとか悪いとかということにならないのかもわかりませんが、この意味についてはどうでしょうか。

○（財政）財政課長

昨年に比べて実質的に増えているわけですが、これも、毎年度毎年度、数値が変わってございます。一般財源が増えたというのではなくて、11年度につきましては、国庫支出金とか起債収入が非常に多うございましたので、相対的に一般財源が低かったということになるかと思います。それが、12年度では、特定財源の方が国庫支出金、市債収入等で55ポイント減少しておりますので、その関係で、逆に一般財源の比率が高くなったというふうに考えてございます。

○齊藤（陽）委員

次に、自主財源と依存財源ということで、市税とか分担金、負担金、使用料、手数料、その他いわゆる自主財源と、国庫支出金、また地方交付税などがあるわけですが、依存財源との構成比率についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

自主財源と依存財源の比率ということでございます。比率につきましては、起債、地方交付税の額によっていろいろ増減してくるのですが、12年度につきましては、11年度に比べて自主財源も若干減少しているのですけれども、起債や交付税の減が非常に大きかったために、逆に自主財源の比率が高くなったというふうに考えてございます。

○齊藤（陽）委員

次に、経常的収入と臨時的収入の構成比というのが、11年度に比べて、11年度は60：40ということなのですけれども、12年度が65：35ということで構成が変わったと。この意味合いについてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

ちょっとダブってくるところもあるのですが、国庫支出金等の減少が非常に大きいということが一つの大きな原因となってございます。

○齊藤（陽）委員

それから、歳出の方で、歳出構成が経常的経費と臨時的経費では62.9%対37.1%と、こちらの方の意味合いについてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

経常的経費と臨時的経費でございますけれども、投資的経費が11年度に比べまして27.6ポイント落ちてございますので、その関係で経常的経費の比率が高くなっているというふうに考えてございます。

○齊藤（陽）委員

次に、額として、経常的収入が466億円、経常的経費の方が448億円ということで、人件費、公債費などのいわゆる経常的な経費が経常財源で十分賄われていて、そしてさらに、その経常財源に十分余裕があると言えるかどうかということなのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

今の経常的にかかっていく経費が賄われているかということは、やはり経常収支比率を見ていただくことになりうかと思います。先ほどからるご質問がございましたけれども、経常収支比率は理想としては80%と言われておりますので、本市の場合はいずれにしても95%近くを推移しておりますので、財政状況としては非常に硬直化しているということとは言えると思います。

○齊藤（陽）委員

最後に、交付税等との関係なのですけれども、先ほどもちょっと出ましたけれども、人口減少との関連で、15万人をすれすれ、切るのではないかというような状況に今あるわけです。この人口減少が、15万人を切る、切らないという部分が財政にとって直接的な影響を与える部分が出てくるかどうかということについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

人口減が財政に与える影響というのは当然ございまして、税金においては、当然、直接的にあらわれてくることとございます。あと、地方交付税につきましては、国勢調査の数値を基にして算出されてきますので、例えば、昨年度に国勢調査がございまして、それが今年度の交付税に減額の要素となって出てきております。おおむね3億4,000万くらいではないかというふうに考えております。これは5年ごとの国勢調査によって算定されてきますので、あと5年後の人口によりまして、それが減少していれば、当然、交付税に影響するというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

終わります。

○高橋委員

◎学校給食について

私の方は、1点ですけれども、学校給食について何点かお聞きします。

決算書の中の203ページに、単独校の給食室整備事業費648万というのがあるわけですが、これについて説明をお願いします。

○（学教）学校給食課長

単独校給食室整備事業費についてのお尋ねですが、これにつきましては、中学校適正配置に伴いまして、単独調理校3校の給食室整備事業でございます。

○高橋委員

その内容について、もうちょっと詳しく説明してください。

○（学教）学校給食課長

単独校3校につきましては、床の補修あるいはシンクや消毒保管庫の購入、学校間の備品の移動でございます。

○高橋委員

それでは、単独校の内訳を教えてくださいのようですが、小学校、中学校それぞれの数を教えてください。

○（学教）学校給食課長

単独調理校のお尋ねですが、小学校3校、中学校4校の計7校でございます。

○高橋委員

次に、共同調理場が2件ありますけれども、オタモイと新光、それぞれ担当している小・中学校のそれぞれの数を教えてください。

○（学教）学校給食課長

共同調理場の担当校数でございますけれども、新光調理場につきましては26校、オタモイ調理場におきましては12校でございます。

○高橋委員

小中学校の内訳をお願いします。

○（学教）学校給食課長

新光調理場から申し上げます。小学校16校、中学校10校の26校でございます。オタモイ調理場につきましては、小学校9校、中学校3校の12校でございます。

○高橋委員

それで、以前はそれぞれの学校で給食をやられていたと思うのですが、共同になったのはいつからですか。

○（学教）学校給食課長

昭和44年にオタモイの共同調理場が完成されまして、そのころから単独校から共同調理場へ移ってきたものです。

○高橋委員

その主な理由としてはどういうものがありますか。

○（学教）学校給食課長

昭和44年にオタモイが完成しまして、49年に新光調理場が完成したわけですが、その当時、二つの調理場で全食数を調理する能力がなかったということがまず1点ございます。

それと、学校の立地状況から申しまして、調理場からの配送が困難だというふうに判断されたものと思います。

○高橋委員

それで、単独校が残っているわけですが、これは今の理由からということですか。単独校がいまだに残っているということ、その理由を教えてください。

○（学教）学校給食課長

現在、共同調理場方式と単独校方式で配食をしているわけですが、単独校につきましては、維持拡大という情報もございますので、現在、既存しているところです。

○高橋委員

単独校のメリット・デメリットを教えてください。

○（学教）学校給食課長

単独校のデメリット・メリットというお話ですけれども、単独調理校にいたしますと、メリットとしましては、暖かい給食を即運べるということがございますが、また、効率を考えますと、なかなか単独校で調理することは効率的にはよくはない、これがデメリットになると思います。

○高橋委員

単独校と、それから共同調理場のそれぞれの管理者というのはだれになりますか。

○（学教）学校給食課長

単独校につきましては学校長でございます。共同調理場につきましては、管理者は場長でございます。

○高橋委員

それで、先週ですが、教育委員会の方から学校給食の衛生管理マニュアルを出していただきました。この中の19ページですけれども、小樽市学校給食衛生委員会というのが書いてあります。この目的、それから、今年開かれた会議の内容、これについてお知らせください。

○（学教）学校給食課長

衛生委員会のお尋ねでございますけれども、これは給食会計と学校給食運営のための学校給食運営協議会の中の専門委員会として設置されているものでございます。その目的と申しますと、給食施設の整備などの衛生管理、調理従事者の衛生管理、こういうものを挙げてございます。

それから、メンバーというお話でしたけれども、現在9名の委員の方がおられますけれども、学校長2名、給食担当教職員2名、保護者2名、それと学識経験者につきまして、小樽医師会、小樽市保健所長、小樽市学校薬剤師の3名の方に依頼をしております。

13年度の委員会はこれからでございます。

○高橋委員

もう1点ですが、14ページ、15ページに食中毒の事故の発生時の対応が書かれてあります。それで、学校から保護者へ、それから、教育委員会へ、保健所へという形になっているわけですが、食中毒の対策について保健所と教育委員会の役割を教えてください。

○（学教）学校給食課長

食中毒が発生いたしますと、やはり専門部門であります保健所の指示・指導を仰ぐということでございます。

○高橋委員

それで、例えば事故が発生した場合に、学校側の対応、これについて教えてください。

○（学教）学校給食課長

学校側の対応でございますけれども、学校の方で、例えば体調の異常を訴える者、そういう者がございましたときには、学校医、さらに学校給食課、共同調理場が担当であれば、共同調理場へ連絡が行く、こういう仕組みになってございます。

○高橋委員

それで、最終的に教育委員会の指示で学校側が動くということでもいいですか。

○（学教）学校給食課長

保健所との相談がございますけれども、最終的には学校は教育委員会の指示で動くことになります。

○高橋委員

平成9年に、北手宮小学校で残念ながら食中毒がありました。それで、そのときには、第1回の説明会のときに教育委員会、それから保健所が来ていなかったということがありました。それで、結局、学校長が中心になっていろいろ説明をし、話をされていたのですけれども、その点をご存じですか。

○（学教）学校給食課長

記録として、そういうことは承知をしております。

○高橋委員

そのときに要望が出たのが、要するに、もうちょっと具体的に学校側から情報が欲しかったという点がありました。それで、初めてのケースだったので、恐らくその辺が難しかったのかなというふうにも思います。これを見る限り、その点はなかなかよくわからないというふうに思うのです。この点はいかがですか。

○（学教）学校給食課長

先ほど、学校からの情報があまりはっきりしなかった、こういうお話もございました。そういうあたりのことを受けまして、現在使われております小樽市学校給食衛生管理マニュアルが平成12年３月にできたわけでございます。

今、委員がご指摘のなかなかわかりづらいというお話がございましたので、先ほどお話が出ました衛生委員会の構成と申しますのが、教育現場におります学校長、教職員、PTAということでございますので、どんな連絡方法がより適正なのか、検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

できればその具体的な内容も含めて検討をお願いしたい、こういうふうに思います。

一応、要望を伝えて終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

大分お疲れだと思いますし、たばこを吸いたい方もいらっしゃると思いますから、９点ほど通告はしておいたのですが、１点に絞って質問します。

◎交通安全の問題について

その一つは、交通安全の問題なのです。

通告をしましたが、まず、事務執行状況説明書、これの50ページを開いていただきたいと思います。

まず、この表の見方からお願いをしたいのですが、事務執行説明書の訂正文書はいただきました。けれども、そこは全部直したのですが、ちょっと腑に落ちないところがありますので、見方を教えてください。

一つは、51ページの見舞金支給状況なのですが、自損事故のものは合計欄は６等が５件と理解していいのか、３件とすればどうなるのか。１等級の括弧が訂正文で消してくれというふうに来ていますから、消してあります。そうしますと、合計欄は５等級、６等級の数字なのか、上の方の１から４までも含まれるのか、ここのところはいかがですか。

○（市民）交通安全対策課長

今の51ページの見舞金支給状況の表でございますが、大変申しわけございません。これは、３等級の（２）と書いてございます。これは自損事故ということで２と書いています。これは自損事故ではなく、その下の３の数字が正しいということで、大変申しわけございません。私どもは、今回、決算の関係の勉強をしましてこの間違いを発見いたしました。大変お粗末なミスで申しわけございません。

○武井委員

そうしたら３等級は消していいのだね。

○（市民）交通安全対策課長

はい。３等級の（２）の自損事故を消していただきますと、計の金額になります。

○武井委員

それでは、早速、質問に入りたいのですが、加入者数は３万 3,873人ですが、この方々の掛けたお金が 1,613万

4,960円だというふうに理解していいのですか。

○（市民）交通安全対策課長

そのとおりで結構でございます。

○武井委員

そうしますと、この 1,240万 5,960円、これが黒といいますか、共済で余って得たプラス面だというふうに理解していいのですか。

○（市民）交通安全対策課長

大変申しわけございません。今の。

○武井委員

この掛金の 1,613万 4,960円というのがありますね。これは、恐らく 3万 3,873名の方が掛けたお金だろうと思うのです。そうしますと、総掛金の中から見舞金の 372万 9,000円ですか、これを引いたのは、利益とは言わないけれども、プラスになった部分ですかと。そうすると、それは 1,240万 5,960円になるのですけれども、それでいいのですか。

○（市民）交通安全対策課長

これは、当然、人件費もございます。それから、事務費もございますので、等々で、最終的にはこの決算数字のような数字になるのです。

○（財政）財政課長

今、委員のおっしゃられています位置関係は、決算説明書の 240ページを見ていただけるとわかると思いますけれども、ご指摘のとおり、掛金収入 1,613万 4,000円に対しまして、共済見舞金等が89で 372万 9,000円になってございます。ただ、ここの部分につきましては、職員給与費等に充当されておりますので、最終的に一般会計からは 125万 5,000円ほど繰り入れているということです。

○武井委員

前にも私は言ったことがあるのですが、加入者数は、12年度は出ていますけれども、8年、9年、10年、11年はわかりますか。わかったら教えてください。

○（市民）交通安全対策課長

8年が 3万 9,990、9年が 3万 8,518、10年が 3万 6,274、11年が 3万 5,191です。

○武井委員

随分、数が年々減ってきているのですけれども、加入促進といいますか、そういう運動の展開というのはしていないのですか。

○（市民）交通安全対策課長

加入促進につきましては、当然、毎年このように加入率が下がっておりますので、何とか増加させようということで、実際には今、高齢者のふれあいパス交付がなされていますが、これは分庁舎で行われております。これに臨時窓口を設けて、65歳以上の方、高齢者をターゲットに絞ってそういう加入を図ろうとか、あとは、会館、スーパー等で臨時窓口を開設して加入促進に努力しているところです。

○武井委員

私も数年前から加入状況には非常に関心を持っていますのですが、いつも同じ答弁をいただいているのですね。努力する、検討すると言う。私もさっきも言いましたが、たしかこの金額はここに出ていますけれども、極端にもうかると私は言いませんが、市の財政にはそんなに圧迫するような会計ではないと思うのですよ。人件費、その他を見れば別ですが、内容をとってはね。しかも、市民にとっては特に関心のある問題ですから、特に非常に安いわけなので、この取り組み方です。今度は、いろいろと65歳の年金問題も含めて再任用の問題も出てくるわけですが、

そういうような人たちもあれしながら、何か加入促進を図る方法はないのでしょうか、いかがですか。

○市民部長

共済制度は、たしか43年にスタートしておりますので、既に34年間を経過してございます。一番加入率がよかったのが昭和59年でございます。当時、ピークで38%の加入率でございました。ただ、残念ながら、今、委員がご指摘のように、その後、毎年1%から2%低下しているというのが現実でございます。

ただ、私が参りましてからも加入率の促進、これには現場の方に指示いたしまして、いろいろ工夫して加入率の向上を図るようにということではございますけれども、なかなか今年も、平成12年が22.5ですか、やはり若干ですが、11年度に比べて下がっております。これ以上下がりまして、10%台になりますと、果たして共済の意義があるかどうか、こういった問題にもなりますので、委員のご指摘がございましたけれども、これからはいろいろ知恵を絞りながら頑張りたい、このように考えております。

○武井委員

この51ページの下の方の相談内容の賠償問題58件とありますけれども、これは市の弁護士さんが無料でやっている月曜と木曜のあの中身のことでございます。それとも、これは独自のご相談で、交通対策室の方へ行っているという件ですか、どちらですか。

○（市民）交通安全対策課長

この相談業務は週1回、水曜日なのですが、午後から駅前の総合サービスセンターにおきまして交通相談の業務をうちの交通安全対策課として実施しております。

○武井委員

それは弁護士さんですか。それともあなた方、市民部でやっているのですか。

○（市民）交通安全対策課長

弁護士ではございません。一応、専門家ということで、昔に損保会社等でそういう調査業務に当たっている方をお願いして、相談に当たっております。

○武井委員

この交通相談は、何かPR方法はやっておりますか。

○（市民）総合サービスセンター所長

私どもは、サービス相談となると、いろいろな相談をやっておりますけれども、年度の初めとかにお知らせ板でこういうような相談業務をやっておりますというような表示はしてございます。その中に表示してございます。

それから、当日、朝から壁のところに本日の相談内容ということで表示はしてございます。

○武井委員

これは、毎週、水曜日だとおっしゃっていますが、そうすると、月曜、木曜と同じように予約制になっているのですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

予約される場合もあります。当然、電話で予約される方もありますし、当日お見えになって相談される方もございます。両方ございます。

○武井委員

これは、ぜひとも、新年号や何かでぱっと出した程度では市民の中に浸透していないような感じがしますので、市民の皆さんは交通事故で非常に悩んでいる方がいるようですから、月曜と木曜は皆さんに定着しているのですけれども、水曜の件については比較的知らされていないような感じがしますので、これはひとつ努力するように、これは要望ですから、お願いします。

それから、1等級から6等級まであるわけですが、この区別はどのようになっているのですか。非常に恐縮で申

しわけないのですけれども、私もよくつかんでいないのです。

○（市民）交通安全対策課長

1 等級は当然 100 万円で死亡した場合の金額でございます。2 等級が15万円で、入院日数が 180 日以上ということになっております。3 等級につきましては、入院日数が90日以上 180日未満ということで見舞金は10万円、4 等級は入院日数が60日以上90日未満ということで6 万円、5 等級につきましては、4 等級以上に該当しない場合で治療期間30日以上につきましては3 万円、最後の6 等級につきましては、治療期間が10日以上30日未満ということで2 万円となっております。

○武井委員

今、この表を見ますと、自家用車同士の事故が非常に多いようです。また、12年度実績では歩行者は15人ということになると思います。一般の方が80人ということになっておりますが、被害者の中の歩行者は年齢層的にはどうなっていますか。お年寄りの方がやっぱり多いのですか。いかがですか。

○（市民）交通安全対策課長

12年につきましては、1 等級でお亡くなりになった方は84歳の女性の方で高齢者でございます。あとの等級に関しましては、以下2 等級から6 等級までございますが、やはり道路横断中の事故によるけがが多いございます。

○武井委員

最後の問題ですが、市道の事故数が非常に多いのです。道道、国道、市道を比べますと、市道が一番多いようなのですが、これは一体、原因としては道路が狭いせいなのでしょう、広さのせいなのでしょう。どういう条件ですか。

○（市民）交通安全対策課長

この事故類型別でございますが、やはり、市道の延長距離数の問題ではないでしょうか。市道の延長距離数です。

○武井委員

距離が長いということですか。

○（市民）交通安全対策課長

はい。全市はたしか 650キロくらいあったというふうに認識しておりますので、国道、道道よりは当然長いわけですから、その中でこれだけの交通量がある都心部におきましては、当然、事故の件数も多くなるというように理解しております。

○武井委員

わかりました。

それで、先ほども言いましたように、加入者数の努力と、先ほど申し上げました相談件数も何とかもう少しきちんと努力してください。

終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、以上をもって、本日の質疑を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。